

本書（第1分冊）は1ページから281ページまでを収録しております。

282ページから593ページまでは第2分冊に収録しております。

土地家屋調査士
分野別択一過去問題集（平成28年～令和7年）

分野別目次

第1分冊

I	民法・関連法規	1
I-1	総則	1
	権利能力なき社団【重要度 ★★】令和2-1.....	1
	制限行為能力者【重要度 ★★★】平成30-1.....	6
	制限行為能力者【重要度 ★★★】令和4-1.....	10
	制限行為能力者【重要度 ★★★】令和6-1.....	14
	意思表示【重要度 ★★★】令和4-2.....	16
	意思表示【重要度 ★★】令和7-1.....	20
	無効及び取消し【重要度 ★★】令和5-1.....	24
	代理【重要度 ★★】平成29-1.....	26
	代理【重要度 ★★】令和3-1.....	30
	時効【重要度 ★】平成28-1.....	34
	時効【重要度 ★★】令和2-2.....	38
I-2	物権	42
	物権的請求権【重要度 ★★★】令和元-1.....	42
	物権的請求権【重要度 ★★★】令和5-2.....	44
	物権（占有権）【重要度 ★★】令和3-2.....	46
	物権（占有権）【重要度 ★★】令和7-2.....	50
	物権変動と対抗要件【重要度 ★★】平成29-2.....	52
	物権変動と対抗要件【重要度 ★★★】令和6-2.....	56
	公道に至るための他の土地の通行権【重要度 ★★】令和2-3.....	58
	隣地の使用請求権【重要度 ★★★】平成28-2.....	60
	付合【重要度 ★★★】平成30-2.....	64
	共有【重要度 ★★★】令和元-2.....	66
I-4	親族・相続	68
	代襲相続【重要度 ★★★】平成30-3.....	68
	代襲相続【重要度 ★★★】令和6-3.....	72
	承認及び放棄【重要度 ★★】平成29-3.....	74
	承認及び放棄【重要度 ★★★】令和4-3.....	78
	承認及び放棄【重要度 ★】令和7-3.....	82
	遺産分割【重要度 ★★★】平成28-3.....	84
	遺言【重要度 ★★★】令和元-3.....	88
	遺言【重要度 ★★★】令和5-3.....	90
	相続及び遺言【重要度 ★★★】令和3-3.....	93
I-5	関連法規	97

建物の区分所有等に関する法律【重要度 ★★★】平成 30-11.....	97
II 表示に関する登記総論.....	102
II-1 表示に関する登記の特徴.....	102
不動産登記制度の特徴【重要度 ★★★】平成 29-4.....	102
登記官による調査【重要度 ★★★】平成 30-5.....	106
登記官による調査【重要度 ★★★】令和 5-4.....	108
II-2 登記の対象となる不動産.....	110
建物認定【重要度 ★★★】平成 30-10.....	110
建物認定【重要度 ★★★】令和 4-10.....	112
建物認定【重要度 ★★★】令和 5-11.....	114
建物認定【重要度 ★★★】令和 6-12.....	116
建物の一個性【重要度 ★★】令和元-9.....	118
II-3 管轄登記所.....	120
登記の申請と管轄【重要度 ★★★】令和元-4.....	120
II-4 登記情報の保存と公開.....	124
登記情報の保存期間【重要度 ★★★】令和 4-4.....	124
登記情報の保存期間【重要度 ★★★】令和 7-5.....	126
登記情報等の公開【重要度 ★★★】平成 30-17.....	128
II-5 地図と建物所在図.....	132
地図【重要度 ★★★】平成 30-6.....	132
地図【重要度 ★★】令和 5-6.....	134
地図【重要度 ★★】令和 6-6.....	138
地図等の訂正【重要度 ★★★】平成 29-12.....	140
地図等の訂正【重要度 ★★★】令和元-17.....	144
地図等の訂正【重要度 ★★★】令和 7-4.....	146
II-6 申請人.....	148
申請適格者と申請義務【重要度 ★★★】平成 29-15.....	148
申請適格者と申請義務【重要度 ★★★】令和元-16.....	152
代位申請の可否【重要度 ★★★】令和元-14.....	154
代位申請の可否【重要度 ★★★】令和 6-11.....	156
代理人の代理権【重要度 ★★★】平成 28-7.....	158
代理人の代理権【重要度 ★】令和 2-4.....	160
代理人の代理権【重要度 ★★★】令和 7-7.....	164
嘱託登記【重要度 ★★★】令和 7-6.....	166
II-7 却下と取下げ.....	168
却下と取下げ【重要度 ★★★】平成 29-10.....	168
却下【重要度 ★★★】令和 3-6.....	170
II-8 添付図面.....	174
地積測量図【重要度 ★★★】令和元-7.....	174
地積測量図【重要度 ★★★】令和 7-9.....	176

地積測量図と地役権図面【重要度 ★★★】平成 28-11	178
地役権図面【重要度 ★★★】令和 6-10.....	180
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】令和元-10.....	182
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】平成 28-17.....	184
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】令和 3-13.....	186
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】令和 5-10.....	188
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】令和 7-10.....	190
II-9 登記識別情報	192
登記識別情報の通知【重要度 ★★★】平成 29-5	192
登記識別情報の通知（及び証明の請求）【重要度 ★★★】令和 4-5.....	196
本人確認情報【重要度 ★★★】平成 30-7.....	198
登記識別情報の提供をすることができない場合【重要度 ★★★】平成 28-4.....	202
II-10 図面、登記識別情報以外の添付情報	206
所有権を有することを証する情報【重要度 ★★★】平成 29-7.....	206
法定相続情報一覧図【重要度 ★★】令和 5-19	210
法定相続情報一覧図【重要度 ★★】令和 7-18	212
法定相続情報一覧図【重要度 ★★】令和 2-5	216
申請情報・添付情報（総合）【重要度 ★★★】平成 28-6.....	220
添付情報（総合）【重要度 ★】令和元-15	224
添付情報（総合）【重要度 ★★★】令和 3-5.....	228
添付情報（総合）【重要度 ★★★】令和 5-14.....	232
添付情報（総合）【重要度 ★★★】令和 6-4.....	234
II-11 申請情報、添付情報の提供	238
申請情報の内容【重要度 ★★★】平成 29-6.....	238
申請情報・添付情報の内容【重要度 ★★★】令和元-8.....	240
申請情報・添付情報の内容【重要度 ★★★】平成 30-4.....	242
申請情報・添付情報の内容【重要度 ★★★】令和 3-12.....	244
一括申請【重要度 ★★★】令和元-11.....	248
電子申請【重要度 ★★★】平成 29-8.....	250
電子申請【重要度 ★★★】平成 28-5.....	252
電子申請【重要度 ★★★】令和 3-4.....	255
電子申請【重要度 ★★★】令和 6-5.....	258
原本還付【重要度 ★★★】平成 29-9.....	262
II-12 登録免許税	266
登録免許税【重要度 ★★★】平成 28-19.....	266
登録免許税【重要度 ★★】令和 2-19.....	268
登録免許税【重要度 ★★★】令和 7-19.....	272
II-13 審査請求	274
登記官の処分に対する審査請求【重要度 ★★】平成 30-18	274
登記官の処分に対する審査請求【重要度 ★★★】令和 7-17	276

Ⅱ－１４	その他	278
	登記完了証【重要度 ★★★】令和 3-7	278
第 2 分冊		
Ⅲ	表示に関する登記各論（土地）	282
Ⅲ－１	登記事項	282
	地番（及び家屋番号）【重要度 ★★★】令和 3-9	282
	地目認定【重要度 ★★★】平成 30-9	284
	地目認定【重要度 ★★★】令和元-5	286
	地目認定【重要度 ★★】令和 2-6	288
	地目認定【重要度 ★★】令和 3-10	292
	地目認定【重要度 ★★】令和 4-6	294
	地目認定【重要度 ★★】令和 5-8	296
Ⅲ－２－①	各種の登記（報告的登記）	298
	土地の表題登記【重要度 ★★★】令和 5-7	298
	土地地目変更登記【重要度 ★★★】平成 28-8	300
	土地地目変更登記【重要度 ★★★】令和 2-7	304
	土地地積更正登記【重要度 ★★★】令和 2-8	308
	土地地積更正登記【重要度 ★★★】令和 6-7	312
	土地地目変更及び地積更正登記【重要度 ★★★】令和 4-7	316
	土地滅失登記【重要度 ★★★】令和元-6	320
Ⅲ－２－②	各種の登記（創設的登記）	322
	土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 2-9	322
	土地分筆登記【重要度 ★★★】平成 28-9	324
	土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 3-11	328
	土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 4-8	332
	土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 5-9	336
	土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 6-8	338
	土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 7-11	342
	土地合筆登記【重要度 ★★★】平成 28-10	346
	土地合筆登記【重要度 ★★★】平成 29-14	350
	土地合筆登記【重要度 ★★★】令和 2-10	354
	土地合筆登記【重要度 ★★★】令和 4-9	356
	土地合筆登記【重要度 ★★★】令和 6-9	360
Ⅲ－２－③	各種の登記（総合）	362
	土地の表示に関する登記【重要度 ★★★】平成 29-13	362
	土地の表示に関する登記【重要度 ★★★】平成 30-8	366
Ⅳ	表示に関する登記各論（建物）	368
Ⅳ－１	登記事項	368

所在【重要度 ★★★】令和 2-11	368
所在【重要度 ★★★】令和 6-13	370
所在（及び家屋番号）【重要度 ★★★】令和 4-11	372
種類【重要度 ★★★】令和 3-14	376
種類【重要度 ★★★】令和 7-12	378
構造【重要度 ★★★】平成 29-16	380
構造・床面積【重要度 ★★】平成 28-12	384
構造・床面積【重要度 ★★★】令和 2-12	386
床面積【重要度 ★★★】平成 30-13	388
床面積【重要度 ★★★】令和 4-12	390
床面積【重要度 ★★★】令和 5-12	392
敷地権【重要度 ★★★】令和 2-14	394
敷地権【重要度 ★★★】令和 7-13	396
IV－2－① 各種の登記（報告的登記）	398
建物表題登記【重要度 ★★★】令和 4-13	398
建物表題登記【重要度 ★★★】令和 5-13	400
建物表題登記【重要度 ★★★】令和 7-14	402
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】平成 28-15	406
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】令和 2-16	410
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】令和 4-15	414
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】令和 5-16	416
建物の表題部の変更の登記【重要度 ★★★】令和 3-15	418
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】平成 29-18	420
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】令和 2-17	424
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】令和 3-17	426
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】令和 6-17	428
区分建物の表示に関する登記【重要度 ★★★】平成 28-16	430
区分建物の表示に関する登記【重要度 ★★★】令和 4-17	434
区分建物の表示に関する登記【重要度 ★★★】令和 6-18	438
建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★★】平成 30-12	442
建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★】令和元-13	444
建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★★】令和 6-15	446
区分建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★】令和 4-18	449
IV－2－② 各種の登記（創設的登記）	454
建物の分割の登記【重要度 ★★★】平成 30-15	454
建物の分割の登記【重要度 ★★★】平成 28-13	458
建物の分割の登記【重要度 ★★★】令和 5-15	462
建物の分割登記又は合併登記【重要度 ★★★】令和元-12	466
建物の分割登記又は合併登記【重要度 ★★★】令和 3-16	468
建物の分割登記又は合併登記【重要度 ★★★】令和 6-16	472

建物の合併の登記【重要度 ★★★】平成 28-14	474
建物の合併の登記【重要度 ★★★】令和 4-16	478
IV-2-③ (団地) 共用部分である旨の登記	480
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】平成 30-16	480
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】令和 3-18	482
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】令和 5-17	484
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】令和 7-15	486
IV-2-④ 附属建物に関する登記	488
附属建物に関する登記【重要度 ★★★】令和 2-13	488
附属建物に関する登記【重要度 ★★★】令和 4-14	492
附属建物に関する登記【重要度 ★★★】令和 6-14	494
附属建物に関する登記【重要度 ★★】平成 30-14	496
IV-2-⑤ 総合	500
区分建物に関する登記【重要度 ★★★】平成 29-17	500
区分建物に関する登記【重要度 ★★★】令和元-18	504
V その他の表示に関する登記の論点	506
V-1 所有者に関する登記	506
表題部所有者又はその持分に関する登記【重要度 ★★★】平成 29-11	506
表題部所有者又はその持分に関する登記【重要度 ★★★】令和 3-8	510
表題部所有者又はその持分に関する登記【重要度 ★★★】令和 7-8	512
V-2 総合	515
登記記録の内容【重要度 ★★】令和元-19	515
登記記録の内容【重要度 ★★★】令和 2-15	521
登記手続【重要度 ★★★】令和 5-5	528
VI 筆界特定	532
VI-1 筆界特定の申請	532
筆界特定の申請【重要度 ★★】平成 28-18	532
筆界特定の申請【重要度 ★★】令和 3-19	536
筆界特定の申請【重要度 ★★★】令和 4-19	540
筆界特定の申請【重要度 ★★★】令和 6-19	544
VI-2 筆界の調査等	546
筆界の調査【重要度 ★】平成 29-19	546
筆界の調査等【重要度 ★★★】令和 2-18	550
筆界の調査等【重要度 ★★★】平成 30-19	554
VI-4 その他	556
筆界特定(総合)【重要度 ★】令和 5-18	556
筆界特定(総合)【重要度 ★★★】令和 7-16	560
VII 土地家屋調査士法	564
VII-1 資格と登録	564
登録【重要度 ★★★】平成 30-20	564

Ⅶ-2 業務	568
調査士、調査士法人の業務全般【重要度 ★★★】令和 2-20	568
調査士、調査士法人の業務全般【重要度 ★】平成 28-20	572
土地家屋調査士の義務【重要度 ★】令和元-20	576
Ⅶ-3 調査士法人	578
調査士法人【重要度 ★★★】平成 29-20	578
Ⅶ-8 総合	582
総合【重要度 ★★★】令和 3-20	582
総合【重要度 ★★★】令和 4-20	584
総合【重要度 ★★★】令和 5-20	586
総合【重要度 ★★★】令和 6-20	588
総合【重要度 ★★★】令和 7-20	590

年度別索引

		年度											
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
問題番号	1	34	26	6	42	1	30	10	24	14	20	1	
	2	60	52	64	66	38	46	16	44	56	50	2	
	3	84	74	68	88	58	93	78	90	72	82	3	
	4	202	102	242	120	160	255	124	108	234	146	4	
	5	252	192	106	286	216	228	196	528	258	126	5	
	6	220	238	132	320	288	170	294	134	138	166	6	
	7	158	206	198	174	304	278	316	298	312	164	7	
	8	300	250	366	240	308	510	332	296	338	512	8	
	9	324	262	284	118	322	282	356	336	360	176	9	
	10	346	168	110	182	354	292	112	188	180	190	10	
	11	178	506	97	248	368	328	372	114	156	342	11	
	12	384	140	442	466	386	244	390	392	116	378	12	
	13	458	362	388	444	488	186	398	400	370	396	13	
	14	474	350	496	154	394	376	492	232	494	402	14	
	15	406	148	454	224	521	418	414	462	446	486	15	
	16	430	380	480	152	410	468	478	416	472	560	16	
	17	184	500	128	144	424	426	434	484	428	276	17	
	18	532	420	274	504	550	482	449	556	438	212	18	
	19	266	546	554	515	268	536	540	210	544	272	19	
	20	572	578	564	576	568	582	584	586	588	590	20	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
		年度											

※本書の内容に修正等があった場合は、下記ホームページにてお知らせいたします。

<http://www.lec.jp.com/chousashi/>

(解説文中の条文、判例、先例の略号について)

※条文略号

不動産登記法第 34 条第 1 項第 1 号	…… (34 I ①)
不動産登記令第 7 条第 1 項第 1 号	…… (令 7 I ①)
不動産登記規則第 34 条第 1 項第 1 号	…… (規 34 I ①)
不動産登記事務取扱手続準則第 67 条第 1 項第 1 号	…… (準 67 I ①)
民法第 13 条第 1 項第 1 号	…… (民 13 I ①)
建物の区分所有等に関する法律第 2 条第 1 項	…… (区分 2 I)
借地借家法第 10 条第 1 項	…… (借地借家 10 I)
登録免許税法第 31 条第 3 項	…… (登税法 31Ⅲ)
登録免許税法別表第一の一の (十) のイ	…… (登税法別表第一・一・(十)イ)
登記手数料令第 3 条第 1 項	…… (手数料令 3 I)
土地家屋調査士法第 2 条	…… (土 2)
土地家屋調査士法施行令第 2 条	…… (土施行令 2)
土地家屋調査士法施行規則第 17 条	…… (土規 17)
日本土地家屋調査士会連合会会則第 4 条	…… (会 4)

※条文を連記する場合

不動産登記法第 51 条第 1 項、同法第 30 条	…… (51 I ・ 30)	法律が同じ場合はナカグロで表記
民法第 423 条第 1 項、不動産登記法 59 条第 7 号	…… (民 423 I 、 59⑦)	法律が異なる場合は読点で表記

※先例略号

昭和 39 年 8 月 2 日民事甲第 285 号民事局長通達	…… (昭 39.8.2 第 285 号)
昭和 59 年 9 月 4 日民事三第 812 号民事局長通達	…… (昭 59.9.4 第 812 号)

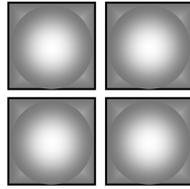
※判例略号

昭和 7 年 5 月 9 日の大審院の判例	…… (大審院判例昭 7.5.9)
昭和 42 年 8 月 25 日の最高裁判所の判例	…… (最高裁判例昭 42.8.25)

重要度について

当年の試験終了後に L E C が受験生の皆さんに行ったアンケート又は
W e b 択一リサーチの集計結果における正解率

- ★★★ …… 70%以上の方が正解した問題
- ★★ …… 50%以上 70%未満の方が正解した問題
- ★ …… 50%未満の方のみ正解した問題



問題・解説

平成28年～令和7年

第1分冊

I 民法・関連法規

I-1 総則

権利能力なき社団【重要度 ★★】令和2-1

次の対話は、権利能力なき社団に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： ある団体が法人格を有しない社団すなわち権利能力なき社団であると認められるためには、どのような要件を満たす必要がありますか。

学生：ア 団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定しているものであることが必要です。

教授： 権利能力なき社団Aの代表者であるBが、Aを代表して、Cとの間で、Aの活動に充てるための資金として100万円を借り受ける金銭消費貸借契約を締結しました。この場合において、Bを含むAの構成員各自は、Cに対して、当該金銭消費貸借契約に基づく貸金返還債務を負いますか。

学生：イ 権利能力なき社団の取引上の債務は、その社団の構成員全員に帰属することになるので、Bを含むAの構成員各自は、Cに対して、直接の貸金返還債務を負います。

教授： 権利能力なき社団Aの資産である不動産について、これを登記するためにはどのような方法がありますか。

学生：ウ A名義で登記をすることはできませんが、Aの構成員全員による共有名義で登記をすることや、Aの代表者であるBの個人名義で登記をすることは可能です。

教授： 権利能力なき社団において、規約で定められていた改正手続に従い、総会における多数決により、構成員の資格要件を変更する旨の規約の改正が決議された場合、当該決議について承諾をしていない構成員に対して、当該決議により改正された規約は適用されますか。

学生：エ 権利能力なき社団の構成員の資格要件の変更については、構成員各自の承諾を得る必要があります、構成員の資格要件を変更する旨の規約の改正が総会における多数決により決議された場合であっても、当該決議について承諾をしていない構成員に対しては、改正後の規約は適用されません。

教授： それでは、権利能力なき社団である入会団体において、共有の性質を有する入会権の処分について、入会団体の構成員全員の同意を要件とすることなく、

入会団体の役員会の全員一致の決議に委ねる旨の慣習が存在する場合、この慣習に基づいてされた入会権の処分は効力を有しますか。

学生：オ 共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習よりも民法の規定が優先的に適用されますから、この慣習に基づいてされた処分は、共有物の処分に関する民法の規律に反するものとして、効力を有しません。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

【R2-1】正解 2

<分野>	総則／権利能力なき社団
<体系>	I-1
<型式>	組合せ型

<解説>

ア 正 権利能力のない社団と叫ぶためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない（最高裁判例昭 39.10.15）。

①団体としての組織を備えていること

団体としての組織を備えているとは、複数の人間が独立かつ単一のまとまりとして存在していることを意味し、併せて個人と峻別された団体といえるためには、財産的独立性が保たれていることも要素とされている。

②多数決の原則が行われていること

複数の人間の集合体（組織）の意思決定が、会社における株主総会などと同様に、多数決で行われていることが原則として必要である。日常業務についてまでも多数決で行うことまで要さないが、団体の重要な意思決定は、多数決によることが求められる。

③構成員の変更にもかかわらず、団体が存続すること

構成員の入れ替わりによって団体が存続しないようでは、それは構成員の個性が色濃く残る集合体にすぎず、団体としての独立性を欠くことになる。そのため、構成員の加入脱退があったとしても、団体として独立に存続・継続しうる組織であることが求められる。

④団体の組織によって、代表の方法、総会の運営、財産の管理、その他団体としての主要な点が確定していること

団体として大事なことが決まっていることが必要である。団体には通常代表がおり、ルールがあり、財産がある。代表者をどのように決めるか、総会をどのように運営するか、団体の財産をどのように管理するかは、社団が単一の団体として動くためには、最低限決めておかなければならないことであり、権利能力なき社団と叫ぶためには、このような団体としての主要な点が確定していなければならないことが求められる。

イ 誤 権利能力なき社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務は、その社団の構成員全員に、一個の義務として総有的に帰属するとともに、社団の総有財産だけがその責任財産となり、構成員各自は、取引の相手方に対し、直接には個人的債務ないし責任を負わない（最高裁判例昭 48.10.9）。したがって、Bを含むAの構成員各自は、Cに対して、直接の貸金返還債務を負わない。

ウ 正 権利能力なき社団の資産はその社団の構成員全員に総有的に帰属しているのであって、社団自身が私法上の権利義務の主体となることはないから、社団の資産たる不動産についても、社団はその権利主体となり得るものではなく、したがって、登記請求権を有するものではない（最高裁判例昭 47.6.2）。したがって、Aの構成員全員によ

る共有名義で登記をすることは可能であるが、A名義で登記をすることはできない（昭 23.6.21 第 1897 号、昭 28.12.24 第 2523 号）。また、権利能力なき社団自身を当事者とする登記ができないこと、社団構成員全員の名において登記をすることは、構成員の変動が予想される場合に常時真実の権利関係を公示することが困難であることから、権利能力なき社団の代表者個人の名義で登記をすることが認められている（最高裁判例昭 47.6.2）。したがって、Aの代表者であるBの個人名義で登記をすることも可能である。しかし、代表者個人名義に団体の代表者である旨の肩書きを付すことはできない（昭 36.7.21 第 625 号、最高裁判例昭 47.6.2）。

エ 誤 権利能力なき社団の重要な意思決定は、多数決の原則によって行なわれていなければならない。権利能力のない社団が、規約において定められていた改正手続に従い、総会での多数決により、構成員の資格要件に関する規約の定めを改正した場合、当該改正規定は、特段の事情がない限り、改正決議について承諾をしていなかった構成員を含む当該社団のすべての構成員に適用される（最高裁判例平 12.10.20）。したがって、改正規定が施行された時点において、改正規定に定められた資格要件を満たしていなかった構成員は、その決議を承諾していなくとも構成員の地位を喪失する。

オ 誤 共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、共有に関する規定を適用する（民 263）。もっとも、共有の規定（民 249～264）が入会権に適用されるものはほとんどなく、各地方の慣習に委ねられる。判例によれば、慣習は民法の共有に関する規定に優先して適用されるところ、慣習の効力は、入会権の処分についても及び、慣習が入会権の処分につき入会集団の構成員全員の同意を要件としないものであっても、公序良俗に反するなどその効力を否定すべき特段の事情が認められない限り、その効力を有するものと解すべきであるとしている（最高裁判例平 20.4.14）。したがって、各地方の慣習よりも民法の規定が優先的に適用され、この慣習に基づいてされた処分は、共有物の処分に関する民法の規律に反するものとして、効力を有しないとしている点で、本肢は誤りである。

以上から、正しいものは**アウ**であり、正解は**2**である。

memo
